

『玉掛け技能講習』開催のご案内

京都労働局登録京第1号
登録有効期限平成31年3月30日
公益社団法人京都労働基準協会

労働安全衛生法第61条・労働安全衛生法施行令第20条第16号に基づく『玉掛け技能講習』を下記の要領により開催いたしますので、この機会に玉掛け資格者の養成を図られますようご案内申し上げます。

記

■講習日時

学科講習	平成30年	2月	15日	(木)	8:55~17:15	※受付 8:30~
	平成30年	2月	16日	(金)	9:00~16:10	※学課修了試験を含む
実技講習	平成30年	2月	17日	(土)	8:30~17:40	※実技修了試験を含む

※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了試験の受験ができませんのでご注意ください。

■講習場所

学科講習	京都府中小企業会館(京都市右京区西大路五条下ル)
実技講習	榊島津製作所紫野工場(京都市北区紫野西御所田町1)

■講習科目

- 学科 ①クレーン等に関する知識【1時間】
②クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識【3時間】
③クレーン等の玉掛けの方法・合図【7時間】
④関係法令【1時間】
- 実技 ①クレーン等の玉掛け
(質量目測・玉掛け用具の選定及び使用、玉掛け基本作業及び応用作業)【6時間】
②クレーン等の運転のための合図(合図の実習)【1時間】

■受講資格

満18歳以上の方

■受講料

18,360円【17,000+消費税】未経験者

16,200円【15,000+消費税】玉掛け補助作業の業務6ヶ月以上の経験者および講習科目「力学」免除者

- ① 習科目「力学」が免除される方
クレーン・デリック・移動式クレーン・揚貨装置運転士免許所持者
床上操作式クレーン・小型移動式クレーン運転技能講習修了証所持者
※受講申込書に免許証又は修了証のコピーを添付のうえ、当日は免許証又は修了証をご持参下さい。
- ② 玉掛け補助作業の業務6ヶ月以上の経験者
別紙に、従事期間・クレーンの種類・荷の種類・具体的作業内容を記入した
本人の申立書および事業主の証明を添付して下さい。(※講習科目「力学」は免除されません。)

■テキスト・資料代

「玉掛け作業教本(改訂版)技能講習テキスト」
1,500円(消費税込)テキストは、講習会当日にお渡しします。

■定員

80名(定員になり次第締め切ります。)

■申込方法

受講申込書に所定事項をご記入の上写真を貼付して、次のいずれかによりお申込みください。

・来所の場合…受講申込書、受講料、テキスト代を窓口までお持ちください。
受講票と領収証をお渡します。

受付時間…土・日・祝日・12/28~1/4を除く9:00から16:00まで

・現金書留の場合…現金書留で受講申込書、受講料、テキスト代を送付してください。
受講票と領収証をお送りします。

・振込の場合…受講申込書を郵送してください。受講票と請求書^(注)をお送りします。

・FAXの場合…受講申込書をFAXにて送信の上、郵送してください。受講票と請求書^(注)をお送りします。

(注)請求書に記載の振込先に、請求書到着後7日以内に受講料、テキスト代をお振込み下さい。(振込み手数料はご負担ください。)

(裏面に続く)

※お申込み受付後の受講料の返還はいたしません。

※来所によるお申込みが優先となります。現金書留、振込、FAX の場合による受講申込書到着時に定員に達しているときは、受講をお断りすることがありますので、ご了承ください。

※受付時に写真が用意できない方については、学科講習当日に写真撮影を承ります。カラー写真 8 枚撮り、頒価 500 円 (消費税込み、撮影時のお支払)

※本人確認のため①～⑦のいずれかを開講日に必ずご持参下さい。

- ①自動車運転免許証 ②パスポート ③各種免許証 ④住民票 ⑤健康保険証 ⑥特別永住者証明書又は在留カード ⑦公的な身分証明書(氏名、生年月日が記載されたもの)

■その他

- ・学科・実技講習の時は、電卓をご持参下さい。(関数電卓等特殊な機能を有する電卓、スマートホン等は使用不可。)
- ・実技講習時は安全靴、ヘルメット又は帽子、軍手又は皮手袋を必ず着用して下さい。
- ・実技修了試験終了後、合格者に修了証をお渡します。印鑑をご持参下さい。

■申込先

公益社団法人 京都労働基準協会 Tel075-321-2731 Fax075-312-6935
〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館6階

※「玉掛けの補助作業の業務経験証明書」の事業主証明欄は、必ず社長、支店長等事業場代表者名を記入の上、個人印または代表者印を押印してください。(自筆の署名の場合、押印は不要です。)

業務経験の作業内容の証明(記載例)

(玉掛技能講習規程第4条(特例) を受ける場合の添付書類)

玉掛けの補助作業の業務経験証明

補助作業の業務期間	クレーンの種類又は形式	荷の種類及び形状	具体的な業務内容
26年4月 ～ 27年3月 (12ヶ月 以上)	天井クレーン 15t～ 30t	鋼材 鋼材加工品	建設機械製造工場 ドラッグショベルの組立において玉掛け作業者(有資格者 田中一郎)の指導のもとにアイソルト使用によるシャックル及びワイヤーロープによる2～4点づり及び専用つり具(ハッカー等)による玉掛け作業(つり荷の質量1t～10t)補助作業

玉掛け補助作業の業務経験は、上記の通り相違ありません。

受講者氏名 伏見 一郎 (印)

上記の受講者が、枠内の通り玉掛けの補助作業の業務に就いたことを証明いたします。

平成 27年4月10日

事業場名 (株) 労基協

住 所 京都市右京区西院東中水町17

事業主名 京 都 太 郎 (印)

※1. クレーン等の種類又は形状とは、天井走行クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、トラッククレーン、ホイール クレーン等をいう。

※2. 荷種類とは、一般的な名称(鋼材、コンクリート、木材等)をいう。荷の形状とは、鋼板、鋼管、棒鋼、形鋼、鋼材加工品、ヒューム管、PC抗、機械部品、電気部品、その他等をいう。

※3. 具体的な業務内容は、建設工事での〇〇作業、製造工場での〇〇作業でその内に、玉掛け補助作業の内容(用具等の準備、点検、玉掛けの助手等)及び主に指導した者等を記入すること。